

# 青森県報

第二千六百六十五号

平成十五年四月二十五日(金曜日)

## 目次

### 規 則

青森県児童福祉法関係手数料徴収条例の一部の施行期日を定める規則……………(こども課) …… 一

青森県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則……………(水産振興課) …… 一

### 告 示

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の指定……………(青少年男女共同参画課) …… 三

漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……………(団体経営改善課) …… 三

道路の供用の開始……………(道路課) …… 三

都市計画事業の認可……………(都市計画課) …… 三

証紙売りさばぎ人の指定……………(経 理 課) …… 四

### 公 告

毒物劇物取扱者試験の施行……………(薬務衛生課) …… 四

### 教育委員会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(教育政策課) …… 四

### 公安委員会

## 規 則

型式の検定適合遊技機……………(生活安全企画課) …… 五  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(会 計 課) …… 五

青森県児童福祉法関係手数料徴収条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。  
平成十五年四月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第五十号

青森県児童福祉法関係手数料徴収条例の一部の施行期日を定める規則

青森県児童福祉法関係手数料徴収条例(平成十五年三月青森県条例第四号) 第二条  
第一号の規定の施行期日は、平成十五年五月一日とする。

青森県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十五年四月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第五十一号

青森県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

青森県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成八年十二月青森県規則第百十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十七条第三項」の下に「及び第四項」を、「数量」の下に「及び法第二条第七項に規定する第二種特定海洋生物資源に係る漁獲努力量（法第二条第三項に規定する漁獲努力量をいう。以下同じ。）」を加える。

第三条第一項中「別記様式」を「第一号様式」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（漁獲努力量等の報告の方法）

第四条 法第十七条第四項の規定による報告は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる日ごとに当該日が属する月又は旬のいずれかの日に行われた漁ろう作業に係る法第八条第二項に規定する知事管理努力量の対象となる漁獲努力量を集計し、同表の下欄に掲げる期限までに報告書（第二号様式）を提出して行わなければならない。

一 漁獲努力量による管理の対象となる期間のうち最後の月	旬の末日	当該旬の次の旬の末日まで
二 その他の期間	月の末日	当該月の翌月の十日まで

別記様式を第一号様式とし、同様式の次に次の一様式を加える。

第2号様式（第4条関係）

收受年月日	
処理年月日	

第2種特定海洋生物資源に係る漁獲努力量等の報告書

年 月 日

青森県知事 殿

住所  
氏名  
(法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名) 印

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第17条第4項の規定により、第2種特定海洋生物資源に係る漁獲努力量等を次のとおり報告します。

漁船の登録番号		船名	
第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	漁獲努力量	漁ろう作業を行った日
さめがれい			

注1 印欄は、記載しないこと。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第三百五号

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）第十二条  
第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成十五年四月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

指定番号	種別	名 称	発行者 (製作者)名	該当条項
三七九	書籍	少女革命 五月号	一水社	青森県青少年健全育成条例第十二条第一項第一号該当
三七九〇		Catch+キヤッチプラス 増刊すつびん五月号	英知出版	
三七九一		月刊コール 四月号	ノースアドブ ランニング	
三七九二		BOY SPIAS 五月号	マガジン・マ ガジン	

青森県告示第三百六号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成十五年四月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

二の表市川区域の項の前に次のように加える。

八戸市南浜区域 八戸市南浜漁業協同組 合の地区	1 小型定置漁業
-------------------------------	----------

三の表八戸市南浜区域の項を削除する。

青森県告示第三百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年五月二十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十五年四月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 弘前岳鯉ヶ沢線	中津軽郡岩木町大字宮地字諏訪林九の九から 中津軽郡岩木町大字宮地字富田三の一まで	平成二五・四・二五

青森県告示第三百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、弘前広域都市計画公園事業を平成十五年四月十七日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年四月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 施行者の名称  
弘前市
- 二 都市計画事業の種類  
弘前広域都市計画公園事業（二・二・七一号広野第一公園）
- 三 事業施行期間

平成十五年四月二十五日から平成十六年三月三十一日まで  
四 事業地

1 収用の部分

青森県弘前市大字清水字上広野地内

2 使用の部分

なし

青森県告示第三百九号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十一年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十五年四月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 売りさばき人の住所及び名称

三沢市松園町二丁目一の一

株式会社ホンダプリモ三沢

二 指定年月日

平成十五年四月二十五日

三 売りさばき場所

1 三沢市松園町二丁目一の一

2 上北郡下田町字鶉久保二五の二

## 公 告

毒物劇物取扱者試験の施行

平成十五年毒物劇物取扱者試験を次のとおり施行するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）第八条の規定により公告する。

平成十五年四月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 試験の期日及び場所（筆記試験、実地試験共に）

1 期日

平成十五年八月二十八日（木）

2 場所

青森市大字浜館字間瀬五八の一  
青森県立保健大学

二 受験願書受付期間

平成十五年六月二十六日（木）から同年七月二日（水）まで。ただし、郵送による場合は、書類が完備されているもの限り、七月二日までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇 八五七〇

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部薬務衛生課薬務指導グループ

四 その他

受験願書用紙は、県内各健康福祉こどもセンター保健部及び青森県健康福祉部薬務衛生課薬務指導グループで交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部薬務衛生課薬務指導グループ（電話〇一七 七三四 九二八九）に問い合わせること。

## 教 育 委 員 会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十五年四月二十五日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

一 物品等の名称及び数量

二 教育庁コンピュータシステムの賃貸借一式  
契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

三 青森県教育庁教育政策課  
青森市新町二丁目三の一

四 契約の方法  
随意契約

五 契約の相手方を決定した日  
平成十五年四月一日

六 契約の相手方の名称及び住所  
富士通株式会社

七 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目一の  
一 契約金額  
四千九百八十四万八千四百九十二円

八 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

九 第二号の規定を適用したものである。  
第二号の規定を適用したものである。

十 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の範囲内の価格をもって見積りをした者を契約の相手方としたものである。

### 公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第二十四号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十五年四月二十五日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CR新海物語L52	株式会社三洋物産
"	CR新海物語L53	"
"	CR新海物語L55	"
"	CRファイバー夏祭りFX	株式会社三共
"	CRファイバーサーカスJX	株式会社ダイドー
"	CRファイバーサーカスRX	"
"	CRハイスクール奇面組F	マルホン工業株式会社
"	5 CRTロピカルパラダイスMB	株式会社ニユーギン
回胴式遊技機	ガンダム	株式会社ラスタ
"	イチバンダイコ	株式会社西障

#### 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十五年四月二十五日

青森県警察本部長 竹 内 直 人

- 一 特定役務の名称及び数量  
警察本部庁舎等清掃等業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県警察本部会計課

青森市新町二丁目三の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成十五年三月二十七日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社エイエスワイ

青森市岡造道二丁目一七の四

六 契約金額

三千百八万円

七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成十五年二月十二日

発行所・発行人	青森市長島二丁目一番一号 青森県
印刷所・販売人	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭